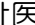
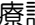
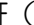


転出される方へ

新しい住所地にお住まいになった日から14日以内に、新しい住所地の役所で転入届の手続きをして下さい。手続きには、①転出証明書（住基カードや個人番号カードの特例を利用した転出の場合は不要） ②印かん（認め印） ③本人の身分証明ができるもの（運転免許証、パスポート、個人番号カード、住基カードなど）が必要となります。また、住基カード（お持ちの方のみ）や個人番号カード（お持ちでない方はマイナンバーの通知カード）を必ず持参してください。なお、次に該当する方は、各種手続きが必要な場合があります。

該当する方		真室川町での手続き	新しい住所地での手続き	手続き先
1	印鑑登録をしている方	転出日をもって、真室川町の印鑑登録情報は抹消されます。（手続きは必要ありません。）	必要な方は、役所（役場）で改めて手続きをして下さい。	町民課 住民窓口 担当
2	国民健康保険に加入している方	保険証をお返してください。 ※ただし、進学により転出される方は、次のものを持参のうえ手続きすると、引き続き最上地区広域連合から保険証が交付されます。 ○在学証明書 ○印かん（認め印）	持参するもの ○すでに国民健康保険に加入している世帯に入る場合は、その世帯の保険証 ※ただし、保険証がカード型の場合は必要ありません。	
3	後期高齢者医療に加入している方	保険証をお返してください。 ※山形県外へ転出する場合は、負担区分等証明書の交付を受けてください。	持参するもの（山形県外へ転出する場合のみ） ○負担区分等証明書 ○印かん（認め印）	
4	福祉医療証（    ）をお持ちの方	医療証をお返してください。	持参するもの ○保険証 ○身体障がい者手帳など（お持ちの方のみ） ※山形県外へ転出する場合は、新しい住所地の役所へお問い合わせください。	
5	児童手当を受給している方	受給事由消滅届を提出していただきます。 持参するもの ○印かん（認め印） ※受給者の児童手当用所得証明書の交付を受けて下さい。配偶者が控除対象配偶者となっていない場合は、配偶者の証明書も必要になる場合があります。 ※受給者のみが転出する場合は、児童が属する世帯の住民票謄本の交付を受けて下さい。	持参するもの（受給者本人分） ○保険証 ○印かん（認め印） ○通帳 ○児童手当用所得証明書 ○受給者のみが転出する場合は児童が属する世帯の住民票謄本	

（裏面につづく）

該当する方		真室川町での手続き	新しい住所地での手続き	手続き先
6	町税の納税義務者	◎転出後に真室川町へ納めなければならない税金や、納税する方法の確認（口座振替の変更など） ◎所有する軽自動車等の住所変更が必要かどうかの確認		町民課 税務担当
7	公立小中学校の児童・生徒	学校から受け取るもの ○在学証明書 ○教科書無償給与証明書	役所（役場）へ持参するもの ○在学証明書 役所（役場）から受け取るもの ○入学通知書	教育課
8	児童扶養手当を受給している方	住所変更届 を提出していただきます。 持参するもの ○印かん（認め印）	持参するもの ○印かん（認め印） ○新しい住所地での世帯の住民票謄本（新住所地が最上郡以外の方のみ） ○通帳（新住所が最上郡以外の方、振込口座変更を希望する方）	福祉課
9	水道・下水道を使用している方	水道・下水道の休止届を提出していただきます。 持参するもの ○印かん（認め印） * 休止の際は、手数料が510円かかります * 転出の場合であっても、引き続き水道等を使用する場合は、手続きの必要がありません		建設課

※1 国外へ転出した方が、帰国して転入の届出をするときは、次の書類が必要になります。

○パスポート ○戸籍謄本、戸籍の附票（真室川町に本籍ない方のみ）

※2 ご都合により転出を取りやめた場合は、町民課窓口で転出取消の手続きをしてください。その際は、必ず転出証明書を返却してください。

※3 個人番号カードの交付申請をしたが、まだ交付されていない方は、転出届を出した時点で交付申請が取り消されます。交付申請をしない場合は、新しい住所地の役所（役場）から新しい申請書を取得してください。

真室川町役場